

オットー＝初期ザーリアー朝「帝国教会制」研究の過去と現在

大貫 俊夫

はじめに

1. 「帝国教会制」研究の黎明
2. 「帝国教会制」研究の進展
3. 「帝国教会制」を巡る議論（1980年代～）

おわりに

はじめに

1980年代以降、オットー＝初期ザーリアー朝の王権、および王国統治について新たな研究潮流を築き上げ、現在まで精力的に牽引しているのはミュンスター大学を拠点とするG. アルトホフとH. ケラーである。彼らは1985年に『ハインリヒ1世とオットー大帝』を上梓し¹、オットー朝における国家性(*Staatlichkeit*)の欠如を主張した。そして、それに代替する要素—儀礼や象徴、文字で記されることのない規律や慣習など—が王国秩序の維持のために本質的な役割を果たしたと考え、これらを実証する研究を数多く発表してきた²。

彼らによるオットー朝の再評価は、1999年のシンポジウムを経て2001年にマクデブルクで開催された展覧会「オットー大帝、マクデブルク、そしてヨーロッパ」などに端的に反映され、多くの場でオットー朝が東フランク＝初期ドイツ王国にいかなる歴史的変化をもたらしたのか、そしてオットー朝という新興王朝が持った刷新力(*Innovationskraft*)とはどのようなものだったのか、といった問いが立てられ、活発に議論された³。しかし、彼らの議論を通してオットー朝がヨーロッパ史上持つ意義の再評価がなされる中で、中心的議題として採り上げられることがなかったのが王権による教会統治の問題である。周知の通り、オットーネンとザーリアーが王位(帝位)を継承していた10世紀中葉から11世紀中葉にかけて、すなわちオットー1世(国王936-、皇帝962-973)からハインリヒ3世(国王1039-、皇帝1046-56)の治世において⁴、安定した王国

¹ G. Althoff u. H. Keller, *Heinrich I. und Otto der Große*. Neubeginn auf karolingischem Erbe, Göttingen/Zürich 1985.

² 個々の研究文献は枚挙に暇がないため、ここでは彼らのオットー朝理解、および研究上の方法論が包括的に言及されている文献を挙げるにとどめる。H. Keller, *Reichsstruktur und Herrschaftsauffassung un ottonisch-frühsalischer Zeit*, in: *FMSt* 16 (1982), S. 74-128; H. Keller, *Grundlagen ottonischer Königsherrschaft*, in: K. Schmid (Hrsg.), *Reich und Kirche vor dem Investiturstreit*, Sigmaringen 1985, S. 17-34; G. Althoff, *Spielregeln der Politik im Mittelalter. Kommunikation in Frieden und Fehde*, Darmstadt 1997, bes. S. 1-17.

³ B. Schneidmüller/ S. Weinfurter (Hrsg.), *Ottonische Neuanfänge*. Symposion zur Ausstellung „Otto der Große, Magdeburg und Europa“, Mainz 2001; M. Puhle (Hrsg.), *Otto der Große, Magdeburg und Europa*, 2 Bde, Mainz 2001.

⁴ 本稿末尾に家系図を付したのでそれを参照のこと。

統治のために王権の手足となり得た唯一の存在は伯(*Graf, comes*)でも大公(*Herzog, dux*)でもなく、司教、王国修道院長、そして宮廷聖職者たちであった。通常「帝国教会制(*Reichskirchensystem*)⁵」と呼び習わされているこの王権による教会統治は、王権の統治形態および王国秩序を論じる上で不可避にもかかわらず、上述した初期中世ドイツ王権再考の舞台で脚光を浴びることはなかった。

しかし、前世紀末以来、王権による教会統治について議論が全くなされなかったかという、決してそういうわけではない。むしろ1982年にT. ロイターが発表した論文「オットー=ザーリアー朝統治者の『帝国教会制』: 再考」⁶に触発される形で議論は深化し、ようやく今世紀になって新たな問題意識から実証研究が行われ始めたところである。そこで本稿は、新たな局面を迎えている「帝国教会制」の研究史を過去に遡って整理し、そこから導き出される新しい議論の可能性を提示することにしたい。

オットー=初期ザーリアー朝期の「帝国教会制」について考察する前に、ここで一般に中世ドイツ史学界で用いられる「帝国教会」という概念について触れておきたい。時代や地域に限定されない形で説明する場合、帝国教会は、特定の政治秩序—王国(*regnum*)、帝国(*imperium*)—に組み込まれその時々の支配者—国王、皇帝—の権威に服する教会、と規定される。具体的には国王(皇帝)が直接支配権を行使している大司教座、司教座、修道院、教区教会、礼拝堂などを指し、とりわけ伯などの地方世俗権力の介入を排除していることが強調される⁷。このような教会は、コンスタンティヌス帝の教会政策によってローマ帝国に取り込まれることで成立し、ゲルマン大移動による混乱を経てフランク王国期に復活、それが10世紀から11世紀中葉の初期ドイツ王国のもとで全面展開した。しかし、叙任権闘争を経て国王の司教人事政策は大きく制約を受けるようになったため、帝国教会は以後政治的自立を果たし、司教や王国修道院長は聖界諸侯として世俗諸侯に比肩する国制上の法的立場を獲得するに至ったと考えられている⁸。こうした歴史的推移の中で、オットー=初期ザーリアー朝期の帝国司教はいかなる特徴を有していたのか。多くの研究者がこの問いに挑んできたのである。

1. 「帝国教会制」研究の黎明

オットー=初期ザーリアー朝期における王権と教会の関係を考察する研究を遡っていくと、19世紀の法制史研究にたどり着く。12世紀までの中世ドイツ法制史を包括的に叙述したG. ヴァイツの『ドイツ国制史』を紐解くと、該当箇所はK. ツォイマーが担当

⁵ 第3章で言及するが、この時期の王権による教会支配が王国全般に普遍的に妥当するかどうかについては否定的な見解が多い。そのため近年のドイツでは *Reichskirchensystem* を表記する際、括弧(“”)でくくるか「いわゆる(*sogenannt*)」を付すことが多く、あるいは *System* の使用を避けて例えば“*ottonische Reichskirchenpolitik*”のような表記もよく見受けられる。こうした事情を受け、本稿でも一貫して「帝国教会制」と括弧付きで表記することにする。

⁶ T. Reuter, *The 'Imperial Church System' of the Ottonian and Salian Rulers. A Reconsideration*, in: *Journal of Ecclesiastical History* 33 (1982), S. 347-374.

⁷ R. Schieffer, *Reichskirche*, in: *Lexikon des Mittelalters* (以下 *LexMA*) , Bd. 7 (1994), Sp. 626-628; H. Zimmermann, *Reichskirchensystem*, in: *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte* (以下 *HRG*) , Bd. 4 (1990), Sp. 679-681.

⁸ H. Zimmermann, *Reichskirchensystem*, in: *HRG*, Bd. 4 (1990), Sp. 679-681.

した第5巻に確認される。王権と教会についてわずかながらページを割いており、まずオットー1世期の両者の関係について指摘する。「国王は司教らに財産や権利を豊富に与え、彼らの権力を大いに向上させた。しかし、彼らを己の目的のために利用し、彼らから〔王国〕支配のための支持を獲得することを心得ていた⁹。」そして、両者の結束は953-54年のリウドルフの反乱によって一層強化されたことを指摘した上で、「オットー〔1世〕があらかじめ定めた道を、その後継者達はさらに進んでいった¹⁰」と考えた。つまり、前後の時代と比べてオットーネンと教会の間により緊密な関係があったということはすでに認識されていたのである。このことは、教会制度史をまとめたA. ベルミンゴホフの著書にも見受けられる。彼は中世ドイツ王国における国家と教会の関係史に言及するにあたってそれを3期に区分し、第1期にオットー＝初期ザーリアー朝期をあててこう述べている。「この時期は、ドイツ王権による教会に対する支配によって特徴づけられる。その支配はフランク期の私有教会制に関連し、まず大司教座、司教座、そして王国修道院を国王に従属させた。そしてついには、オットー大帝によってローマ皇帝権が復活すると、教皇権はひどい没落の状態から救出され、ドイツの支配者に依存することとなった¹¹。」

彼らの叙述に共通してみられるのだが、19世紀から20世紀初頭にかけて、ドイツ王権によって支配された帝国教会を「国家教会(Staatskirche)」として位置付けることが一般的であったようである¹²。こうした認識は、オットー1世によって「ドイツ人による国民国家」の祖型が建設されたことを前提として、19世紀末に誕生したドイツ第二帝政の国家と教会のあり方を初期中世のそれに投影した結果生まれたものであろう。そのため、国家が教会組織を一方向的に統御するという像が無批判に描かれたのである。

以上のように第二帝政期の研究者は、教会から王権への働きに対して関心を払うことなく、専ら王権、すなわち俗人がいかなる正統性を持って教会を支配し得たのかという問題に対して取り組み、その議論はフランク期に普及したとされる「私有教会制(Eigenkirchenwesen)」の起源論争という形をとって行われた。

この「私有教会制」という法観念を初めて世に知らしめたのはU. シュトゥッツである。彼によると、8世紀から9世紀にかけて国王、世俗諸侯、司教らは自らの所有地に建てられた教会、修道院などを所有物(Eigen)としてみなし、売買・相続・贈与の対象とした上で、聖職者の任命権を行使した。そうした法制度が叙任権闘争前夜まで、すなわちオットー＝初期ザーリアー朝期まで継続し、王権が教会統治を具体的に展開してゆくのを下支えしたのである¹³。シュトゥッツはこの制度の起源をキリスト教化される以前

⁹ G. Waitz, *Deutsche Verfassungsgeschichte*. Die deutsche Reichsverfassung von der Mitte des neunten bis zur Mitte des zwölften Jahrhunderts, bearbeitet v. K. Zeumer, Bd. 5, 2. Aufl., Berlin 1893, S. 82.

¹⁰ G. Waitz, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, S. 82f.

¹¹ A. Berminghoff, *Verfassungsgeschichte der deutschen Kirche im Mittelalter*, 2. Aufl., Leipzig/Berlin 1913, S. 39.

¹² H. E. Feine, *Kirchliche Rechtsgeschichte*. Die katholische Kirche, 5. durchgesehene Aufl., Köln/Wien 1972, S. 244 などにも見られる。帝国教会に関する概念整理を行ったフレッケンシュタインは、「国家」による「教会支配」という近代的な説明概念を無批判に中世に適用することを戒めている。J. Fleckenstein, *Zum Begriff der ottonisch-salischen Reichskirche*, S. 211-221.

¹³ U. Stutz, *Eigenkirche, Eigenkloster* [zuerst 1913], Darmstadt 1955, S. 76-79 (U. シュトゥッツ著/増淵・淵共訳『私有教会制・教会法史』創文社、1972年); W. M. Plöchl, *Eigenkirche*, in: *HRG*, Bd. 1 (1971),

のゲルマン的宗教文化、すなわち「家父司祭職(Hauspriestertum)」に求めているが、これに対して A. ドプシュらは、「私有教会制」はローマ帝国各地に展開されたラティフンディウム領主による私的な教会支配に由来する、というローマ起源説を唱えた¹⁴。

こうしてこの時代の研究は、国家による教会統治を前提として、その根拠を「私有教会制」に求め国家と教会の関係を法的に規定した。起源を何に求めるかについてはいまだ意見が分かれるところだが、この法観念がフランク以前から着実に継承されていたことは間違いなく、これを明らかにしたことの意義は大きい。しかし言うまでもなく、この議論の前提としてあるアナクロニスティッシュな歴史認識が 20 世紀に入ると徐々に克服されてゆく。その結果、20 世紀後半になると改めて王権と教会の関係を史料に即して規定し直す作業が行われることになるのである。

2. 「帝国教会制」研究の進展

1953 年、ザンティファラーは『オットー=ザーリア朝の帝国教会制について』を上梓した¹⁵。既述のように、戦前まではこの時代の王権と教会の関係が前後の時代に比して強固であったことは指摘されていたが、両者の関係そのものについて、実証的に検討されることはほとんどなかった。そうした中で、本章で紹介する様々な「帝国教会制」研究が常に立ち返って参照し、時には批判・修正の対象としたのがこの書物である。ザンティファラーは、王権と教会を結合する諸要素を 11 点にわたって列挙し、それらを総合したものに「帝国教会制」という名称を与えた¹⁶。これが「帝国教会制」という表現の初出である。時には史料的根拠を顧みない彼の叙述は言うなれば預言的であり、それだからこそ本概念に懐疑的な研究者は少なくない¹⁷。しかし結果として、本著の「預言」に刺激された多くの研究者が 1970 年代までに実証研究を試み、ザンティファラーの学説

Sp. 879f.; L. Carlen, *Eigenkirchenwesen*, in: *Lexikon für Theologie und Kirche*, 3. Bd. (1995), Sp. 527f.

「私有教会制」はその後叙任権闘争とカノン法学の隆盛を経て衰退してゆく。U. Stutz, *Eigenkirche, Eigenkloster*, S. 83f.

¹⁴ O. Köhler, *Die ottonische Reichskirche. Ein Forschungsberichte*, in: J. Fleckenstein /K. Schmid (Hrsg.), *Adel und Kirche. G. Tellenbach zum 65. Geburtstag dargebracht von Freunden und Schülern*, Freiburg et al. 1968, S. 157f. なお、この起源論争は結局決着を見ないままであるが、ロマニスト優勢の昨今、ドプシュらに分があるとの見方が強い。R. Schieffer, *Eigenkirche, -wesen*, in: *LexMA* Bd. III (1984), Sp. 1705-1708.

¹⁵ L. Santifaller, *Zur Geschichte des ottonisch-salischen Reichskirchensystems*, 1. Aufl., Wien 1953. ザンティファラーは 1964 年に大幅に加筆を施した第 2 版を出版している。字体から加筆部分を区別できることから、稿者が参照したのはこの第 2 版である。

¹⁶ ザンティファラーは、(1)王権、(2)皇帝権、(3)教会の私有教会化、(4)司教(修道院長)任命権、(5)司教(修道院長)の地位、(6)宮廷禮拜堂、(7)聖堂参事会、(8)修道院、(9)教会領と国王奉仕、(10)国王高権(イムニテート、伯権)、(11)教皇権、の 11 点についてそれぞれ簡潔に言及している。紙幅の都合上詳しい内容を紹介することはできないが、邦語では以下の文献が各要点を整理している。渡部治雄「オットー=ザーリエル朝の帝国教会制に関する基礎的研究(一)」『紀要』(東北大・教養) 47 号、1987 年、51-55 頁。

¹⁷ ケーラーは 1968 年にオットー朝の帝国教会に関する総合的な研究史を発表したが、ついで「帝国教会制」の語を用いることはなかった。O. Köhler, *Die ottonische Reichskirche*, S. 141-204; また、G. テレンバッハも同様に批判的である。G. Tellenbach, *Die westliche Kirche vom 10. bis zum frühen 12. Jahrhundert*, Göttingen 1988, S. 57f.

を学界のスタンダードにまで押し上げたのであった。

以下では、ザンティファラーの研究を受けて行われた「帝国教会制」研究が1980年代までに達成した成果を紹介する。この「制度」の理解を容易にするため、王権と教会を媒介する要素について、ここでは大きく3つに区分して整理した¹⁸。

(1) 物的要素（王権から教会へ）

所領・イムニテート・その他の諸特権¹⁹

王権は、所領や諸特権を与えることで司教座教会や王国修道院の経済的地位を強化した。ここで言う諸特権には森林管理権、関税徴収権、貨幣製造権、市場開催権などが含まれるが²⁰、ここではその中でも特に研究が盛んな貨幣製造権(Münzrecht)について触れておきたい。

9世紀の前半期、貨幣製造や貨幣循環の監督権は、王によって命じられる形で伯が行使していた。ルートヴィヒ敬虔帝が829年に公布したカピトゥラリアにあるように、司教と修道院長は伯を補助する役割を認められていたに過ぎず、貨幣に直接関与することはおそらくできなかったはずである²¹。彼らがこの権利を獲得する端緒を作ったのは、敬虔帝の息子で西フランク王国を相続したシャルル禿頭王である。ラングル司教に宛てて872年8月21日に発給した証書によると、ラングル司教は貨幣製造権を伯に代わって持つことになった²²。ここで注意しなければならないことは、この時司教が獲得したものが、貨幣製造所の設備や製造した貨幣を確保する権利、すなわち経済的利権だけではないということである。それに加え、地域内における貨幣制度の全般的な秩序を監督する役割をも担うことになり、結果として、伯の権限に大幅に踏み込む形で権利が委譲されたのである。このラングル司教への権利委譲を新たな法制度のモデルとして捉えたN. カンプは、その後ロタリングアを経由して東フランク王国へと東漸した司教による貨幣製造権獲得の動きを展望し、最終的に初期ドイツ王国で当該法制度が確立したのはオットー3世、ハインリヒ2世の時期だとした²³。

¹⁸ ここでの分類はG. Althoff, *Die Ottonen. Königsherrschaft ohne Staat*, Stuttgart 2000, S. 234-236を参考にした。なお、王権と教会の間を媒介する宗教的な要素、および皇帝権が持つ意義については稿者の力量不足ゆえ触れることができなかった。

¹⁹ 研究は多岐にわたるため部分的にならざるを得ないが、主要な文献は以下の通りである。J. Semmler, *Traditio und Königsschutz*, in: *ZRG Kan. Abt.* 76 (1959) S. 1-33; K. Bosl, *Pfalzen und Foresten*, in: A. Gauert (Hrsg.), *Deutsche Königspfalzen*, Bd. 1, Göttingen 1963, S. 1-29; R. Kaiser, *Münzprivilegien und bischöfliche Münzprägung in Frankreich, Deutschland und Burgund um 9.-12. Jahrhundert*, in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 63 (1976), S. 289-338; N. Kamp, *Probleme des Münzrechts und der Münzprägung in salischer Zeit*, in: B. Diestelkamp (Hrsg.), *Beiträge zum hochmittelalterlichen Städtewesen*, Köln/Wien 1982, S. 94-110; B. Kluge, *Deutsche Münzgeschichte von der späten Karolingerzeit bis zum Ende der Salier*, Sigmaringen 1990.

²⁰ G. Althoff, *Die Ottonen*, S. 234.

²¹ MGH *Capitularia* II, S. 14f., Nr. 192 c. 8: *Et ad hanc constitutionem nostram adimplendam episcopi et abbates sive reliqui, qui beneficia nostra habent, adiuvent comitibus in suis hominibus distringendis.*

²² D. Karl d. Kahle, Nr. 365, in: G. Tessier, *Recueil des actes de Charles II le Chauve*, Paris 1952, S. 315ff.

²³ N. Kamp, *Probleme des Münzrechts und der Münzprägung in salischer Zeit*, S. 104-107.

伯権（グラーフシャフト）²⁴

王権が司教に授与する権限のうち最も大きな意味を持つのが伯権である。すでにカール3世がラングル司教に、そしてハインリヒ1世がトゥール(Toul)司教に伯権を与えていたことが確認されるが、これはいずれも広範な権限を内含する伯権のうち主に財政的な権限のみであった。これがオットー朝になるとその件数は一気に増加するが、注目しなければならないのはその権限の内容である。オットー2世、オットー3世の時代になると、授与されるのは全伯権、つまりその政治上・司法上の権限にまで至り、司教は司教座都市やその周辺地域の世俗権力を包括的に獲得した。伯権は、教会が盛期中世以降領域支配を構築してゆく上でのいわば核であり、司教は伯権獲得を通して「言葉の本来の意味において諸侯(Fürsten)となった。」のである²⁵。

(2) 物的要素（教会から王権へ）

国王奉仕(Servitium Regis)²⁶

教会側は無条件にこうした法的・政治的・経済的優遇措置を享受できたわけではなかった。周知の通り、中世ドイツ国王の宮廷は領域内を常に巡回していたが、10世紀末以降、従来の王宮に代わって司教座教会をその逗留地として選ぶようになった²⁷。その結果司教や修道院長は頻繁に国王と接触する機会を得たが、自らの立場の安定と引き替えに、その都度種々の負担を強いられることになった。こうした負担を国王奉仕(*servitium regis*)と呼び、10世紀から11世紀に限って言えば、広義として宮廷の給養義務、宮廷参内義務、軍役義務の3点を、狭義として給養義務のうち教会から定期的になされる上納(*dona annualia*)を意味するものと考えてよい。これが教会の財政をどれほど圧迫したかを史料から明らかにすることは困難であるが、国王の滞在を旧約聖書になぞらえて「いなごの大群」とする評が教会側からなされていることから、決して軽い負担だったわけ

²⁴ 主要な文献は以下の通りである。H. K. Schulze, *Adelsherrschaft und Landesherrschaft*, Köln 1965; H. K. Schulz, Grundprobleme der Grafschaftsverfassung, in: *Zeitschrift für Württembergische Landesgeschichte* 44 (1985), S. 265-282; また、近年のものとして H. Hoffmann, Grafschaften in Bischofshand, in: *DA* 46 1990, S. 375-480 を挙げるができる。

²⁵ 以上 H. Zimmermann, Reichskirchensystem, in: *HRG*, Bd. 4 (1990), Sp. 679-681; A. Hauck, *Kirchengeschichte Deutschlands*, 3. Teil, 3. und 4. Aufl., Leipzig 1906, S. 62-64 を参照。

²⁶ 主要な文献は以下の通りである。B. Heusinger, *Servitium regis in der deutschen Kaiserzeit. Untersuchungen über die wirtschaftlichen Verhältnisse des deutschen Königtums 900-1250*, in: *AUF* 8 (1923), S. 26-159; C. Brühl, *Fodrum, Gistum, Servitium regis. Studien zu den wirtschaftlichen Grundlagen des Königtums im Frankenreich und in den karolingischen Nachfolgestaaten Deutschland, Frankreich und Italien vom 6. bis zur Mitte des 14. Jahrhunderts*, 2 Bde, Köln/Graz 1968; W. Metz, *Das Servitium Regis. Zur Erforschung der wirtschaftlichen Grundlagen des hochmittelalterlichen deutschen Königtums*, Darmstadt 1978. また近年、J. W. ベルンハルトは従来の研究が司教座教会による国王奉仕に偏重していたことを指摘し、ザクセン、チューリンゲンなど王国の中核地帯に位置する王国修道院を扱った研究を行っている。J. W. Bernhardt, *Itinerant Kingship and Royal Monasteries in Early Medieval Germany*, c. 936-1075, Cambridge 1993.

²⁷ G. Althoff, *Die Ottonen*, S.235. このことを明らかにしたのはE. ミュラー＝メルテンスらによる国王の巡行路研究である。E. Müller-Mertens, *Die Reichsstruktur im Spiegel der Herrschaftspraxis Ottos des Großen. Forschungen zur mittelalterlichen Geschichte*, Berlin 1980; E. Müller-Mertens /W. Huschner, *Reichsintegration im Spiegel der Herrschaftspraxis Kaiser Konrads II.*, Weimar 1992.

ではないと考えられる²⁸。

ここでは特に、教会の軍役義務について触れておきたい²⁹。教会はしばしば国王軍を構成する人員の一部を負担しなければならず、司教や修道院長が自ら従軍し武器を手にとって戦うことも珍しくなかった。軍隊を組織するにあたって教会がいかに重要であるかを物語る典型的な史料がいわゆる「従軍勅令(*Indiculus loricatorum*)」である³⁰。これはオットー2世が全イタリア支配を目的としてイタリア遠征を敢行した際、アルプス以北から軍隊を派遣するよう、教会と世俗諸侯にその派遣規模も合わせて要請したものである。そのリストの最初四分の一には司教および修道院長の名前が列挙されており、続く四分の一に大公や伯の名が連なり、後半は聖俗諸侯の名が入り交じっているものの大半は司教と修道院長で占められている。名簿の優先順位からも、そして全体に占めるその割合からも、オットー2世が軍隊編成の大部分を司教座教会と王国修道院に依存していたことを読み取れよう。

しかし、そもそも聖職者が戦争に加担することは、異端討伐を除き教会法から逸脱している。そのためか、オットー＝初期ザーリアー朝期になって聖職者の軍役奉仕がますます頻繁になるにつれて、同時代史料には戦う聖職者に対して批判的ともとれる描写が現れるようになった³¹。例えば、982年に書かれた『聖ウダルリヒ伝』にマジヤール人の攻撃に対抗するアウグスブルク司教ウダルリヒの姿が描かれているが、そこでは彼は一切武装せず(*non clipeo aut lorica aut galea munitus*)司教の祭服を着て馬にまたがり、槍や石があられのように降り注ぐ中にいる³²。つまり、対異教徒の戦争であるため教会法上許されているにもかかわらず、伝記作家は司教を武器を手に積極的に戦う戦士として描くことに躊躇しているのである³³。

(3) 人的要素

すでに言及しているように、上記の物的要素は諸特権の獲得による教会の自立を助長するものとしてとらえることができ、「帝国教会制」と呼ばれる「制度」の実効性を持続させる要素とは逆のベクトルを向いていると考えられる。しかし一方で人的要素は、王権による統治「制度」の堅固性・持続性を保証するものとして、大変重要なテーマとなった。

この分野で金字塔を打ち立てたのはフレッケンシュタインである。彼は1966年に刊行

²⁸ G. Althoff, *Die Ottonen*, S.235. 例えば「出エジプト記」(10.5)に「いなごは地表を覆い尽くし、地面を見ることもできなくなる。そして、雹の害を免れた残りのものを食べ荒らし、野に生えているすべての木を食い尽くす」とあるが、こうした記述を受けていなごの比喻は中世においてたびたび用いられた。Ch. Hünemörder, *Heuschrecken*, in: *LexMA* Bd. IV (1987), Sp. 2197f.

²⁹ 主要な文献は以下の通りである。F. Prinz, *Klerus und Krieg im früheren Mittelalter*. Untersuchungen zur Rolle der Kirche beim Aufbau der Königsherrschaft, Stuttgart 1971; L. Auer, *Der Kriegsdienst des Klerus unter den sächsischen Kaisern*, in: *MfÖG* 79 (1971), S. 316-407 u. 80 (1972), S. 48-70.

³⁰ L. Auer, *Der Kriegsdienst des Klerus unter den sächsischen Kaisern*, S. 372ff. この史料の邦訳と分析を次の文献が行っている。前山総一郎「ザクセン朝における軍制—*Indiculus loricatorum*の分析を通して—」『歴史』71号、1988年、77-106頁。

³¹ F. Prinz, *Klerus und Krieg im früheren Mittelalter*, S. 171.

³² *Vita sancti Oudalrici episcopi* c. 12, in: *MGH SS* IV, S. 401.

³³ F. Prinz, *Klerus und Krieg im früheren Mittelalter*, S. 171f.

した主著『ドイツ国王の宮廷礼拝堂』³⁴の中で、国王宮廷に付属する宮廷礼拝堂の人的構成、あるいは宮廷礼拝堂を中心とした聖職者の流れを主に証書史料を通して分析し、従来から言われてきた国王の司教任命権が一体どのような形態をとって行使されてきたのかを明らかにした。それによれば、多くの宮廷礼拝堂付聖職者は各地の司教座聖堂参事会や王国修道院からリクルートされ³⁵、宮廷礼拝堂や宮廷書記局で国王に仕えた後、最終的に司教になっていったという。司教への出世ルートの中で最も重要な位置を占める宮廷礼拝堂は「育成機関(Pflanzstätte)」と表現され、そこでの司教輩出の規模はオットー1世期から拡大を始め、ハインリヒ2世期に絶頂期を迎えた³⁶。

さらに、フレッケンシュタインの後を受けて、司教に関するプロソポグラフィ研究が行われていることも指摘しておこう³⁷。これらの研究は、オットー=初期ザーリア朝期に即位した全司教の出身地、出身家門、姻戚関係、出世経路などを詳細に調べ上げ、司教の位を手にした大半の聖職者が「国王との近しさ(Königsnähe)」を有する者で占められていることを明らかにした。分類の結果、国王の親族、宮廷礼拝堂付聖職者、そして王国修道院出身者などが全体の中で多くを占めていたことが分かり、とりわけ宮廷内礼拝堂付聖職者の意義についてはフレッケンシュタインの成果を再確認している。

3. 「帝国教会制」を巡る議論 (1980年代～)

第2章ではザンティファラーの記念碑的研究を受けて行われた「帝国教会制」研究を概観しつつ、その「制度」について今日に至るまでの標準的な理解の仕方を紹介したが、1980年代に入ってこれに対して様々な側面から批判が加えられた結果、ザンティファラーが提示し、フレッケンシュタインらが実証研究を行ったこの「制度」を何の留保もな

³⁴ J. Fleckenstein, *Die Hofkapelle der deutschen Könige*, II. Teil, Die Hofkapelle im Rahmen der ottonisch-salischen Reichskirche, Stuttgart 1966.

³⁵ 宮廷礼拝堂付聖職者の主な供給源は時代によって異なるが、いずれも各国王と密接な関係にある司教座教会などである。例えばオットー3世まではヒルデスハイムやマクデブルク、ハインリヒ2世期はバンベルクやレーゲンスブルク、コンラート2世期はシュパイヤー、シュトラースブルク、ヴォルムス、そしてハインリヒ3世期はゴスラーが有名である。H. E. Feine, *Kirchliche Rechtsgeschichte*, S. 245f.

³⁶ J. Fleckenstein, *Die Hofkapelle der deutschen Könige*, S. 17ff., S. 156ff. 聖職者は司教へと出世してゆく過程で国王との接触を密にしてゆく。その中で、宮廷内で聖職者を教育する学校が果たした役割、そしてその原型をケルンの司教座教会に作り、ロタリングエンの各地に司教を送り込んだケルン大司教ブルン—オットー1世の実弟—の役割も無視することができない。J. Fleckenstein, *Königshof und Bischofsschule unter Otto dem Großen* [zuerst 1956], zuletzt in: J. Fleckenstein, *Ordnungen und formende Kräfte des Mittelalters*. Ausgewählte Beiträge, Göttingen 1989, S. 168-192. また、盛期中世の史料で国王がたびたび司教座聖堂参事会の *fratres* と表現されることを受けて、国王が各地の司教座聖堂参事会で聖職者を得ていたのではないかと、という主張がある。聖堂参事会は、司教選出に影響を持つようになる。そのためこの「国王参事会員制(Königskanonikat)」は王権の司教人事への介入に貢献したと理解されるが、11世紀までに関しては史料的根拠が希薄なためその実在を否定する見解もある。J. Fried, *Die Formierung Europas 840-1046*, 2. unveränderte Aufl., München 1993, S. 159; 渡部治雄「初期「ドイツ」王国の統合と教会—司教人事政策の展開を中心に」佐藤伊久男編『ヨーロッパにおける統合的権力の構造と展開』創文社、1994年、93-94頁。

³⁷ A. G. Finck von Finkenstein, *Bischof und Reich*. Untersuchungen zum Integrationsprozeß des ottonisch-salischen Reiches (919-1056), Sigmaringen 1989; H. Zielinski, *Der Reichsepiskopat in spätottonischer und salischer Zeit (1002-1125)*, Teil I, Stuttgart 1984.

く了解する研究者はいなくなり、帝国教会に関する研究は新たな段階に入ったと考えられる。本章では、1980年代以降なされた代表的な批判を紹介した上で、オットー＝初期ザーリアー朝の王権と帝国教会の関係について、今後求められる研究のあり方について提示してみたい。

(1) オットー1世に対する評価

カール大帝が築き上げたフランク帝国は、広大な領土を持ち、またそれを支える統治機構を備えていたが、ルートヴィヒ敬虔帝の息子3人による内乱によって分裂が決定的となり、9世紀後半から10世紀にかけてかつての統治機構は目を見張るほど急速に解体していった。この解体の結果帝国は複数のレグナム(*regnum*)に分裂したわけだが、そのうち10世紀中葉において、規模こそ違えどカールの帝国を復興・再構築したのが、ザクセン・フランケン・ロタリングエン・バイエルン・シュヴァーベン・イタリアを合わせたオットー1世(大帝)であった。

このような歴史的発展を踏まえると、フランク帝国を正統的に継承したことをローマ皇帝として戴冠することで内外に知らせたオットー1世の役割は極めて大きいわけだが、彼の時代をもって「ドイツ人の王国」が始まったと考えた多くのドイツ人研究者は、その歴史的役割を様々な角度から考察し、そうした役割の一つとして注目したのが「帝国教会制」の「創設」であった。以下では『ゲープハルト：ドイツ史ハンドブック』の第9版に見られるフレッケンシュタインの叙述内容からその「創設」経緯を見ていきたい³⁸。

オットー1世は936年にハインリヒ1世の跡を継いで東フランク国王に即位するが、王位継承にあたって王国の不分割原理が徹底された。無論このことはオットーの親族の不满を掻き立てるのに十分であり、その治世の前半期、すなわち936年から50年代まで王国には内乱が絶えなかった。こうした親族の不满を抑えるためにオットーがとった政策が、大公位を巡る「家門政策(Familienpolitik)」であった。その成功と挫折の経緯は以下の通りである。

即位直後、938年から939年にかけて大規模な反乱が相次いだ。初めにオットーに対し反旗を翻したのはオットーの異母兄タンクマルと王弟ハインリヒである。これにフランケン大公エーベルハルト、ロタリングエン大公ギゼルベルト、そしてバイエルン大公エーベルハルトも加担し、早くもオットーの王国支配は危機を迎えたが、シュヴァーベン大公ヘルマンらの加勢により辛うじてその危機を乗り切ることに成功した。こうした不安定な情勢に対処するため、オットーは940年代に王国を構成する5つの大公領について、王族によって大公位独占を目指す一貫した政策を講じた。まずフランケンについては、大公エーベルハルトが死去するとその後任をおかず王権に下屬させ、政治的自立性を奪った。このフランケンを、すでに大公位が消滅していたザクセンと合わせて直接王権と結び付けることで王権は自身の立場を強化したのである。ロタリングエンでは、940年に和解した王弟ハインリヒが、そしてその後は元来オットーに近しく王娘リウト

³⁸ B. Gebhardt - H. Grundmann, *Handbuch der deutschen Geschichte*, Bd. 3: Begründung und Aufstieg des deutschen Reiches, 9. Aufl., München 1973, S. 234-259.

ガルトと結婚したコンラート（赤）が大公となった。一方、バイエルンとシュヴァーベンはこの段階ではやや事情が異なる。両大公領にはこれまで大公位を担ってきた家門が存続しており、国王は彼らの立場を無視することは叶わなかったというのである。そこでオットーは別の手を講じ、938年には王弟ハインリヒとバイエルン大公アルヌルフの妹ユーディトが、940年には王息リウドルフとシュヴァーベン大公ヘルマンの娘イーダが婚姻関係を結んだ。また、王は939年に反乱を起こしてライン河畔で戦死したロタリングエン大公ギゼルベルトの寡婦ゲルベルガをも利用した。つまり、次代バイエルン大公のベルヒトルトと婚姻関係を結ばせようとしたのである。これは結局果たされなかったが³⁹、いずれにせよ940年前後に南ドイツ地域に対して立て続けに行われた婚姻政策は、王族によって次代、ないし次々代の大公位を占有する意図から行われたのではないかとフレッケンシュタインは推測する。確かにその通り、数年後にはリウドルフがシュヴァーベン大公に、ハインリヒがバイエルン大公になっている。こうして、オットーはその統治前半期において、王家の一員を言わば「官職大公(Amtsherzog)⁴⁰」として中央から派遣することに成功した。

この「家門政策」について、フレッケンシュタインは次の2点を指摘している。すなわち、王家男子に大公位を与えることで、即位当初からの懸念材料であった王位継承問題(Thronfolgefrage)を解決した点、そしてこの政策が「長期にわたって計画された(seit langem geplant)」ものである点、である。ところが、953年から54年にかけて長子リウドルフによる反乱が起こったことから、オットーの政策は裏目に出たと評価せざるを得ない。シュヴァーベン大公リウドルフとロタリングエン大公コンラート、そしてマインツ大司教フリードリヒによる反乱が実際にどれくらいの規模だったのかは史料不足により明らかにはできないが、リウドルフが王位継承を求めて反旗を翻したものだということは間違いなからう。この事件で「家門政策」の限界を悟ったオットーは、新たな王国統治の形態を新規開拓せざるを得なかった。その代替策こそが「帝国教会制」だった、というのがフレッケンシュタインが提示した像である。

このように、リウドルフの反乱を契機として、オットー1世が王国統治の重点を大公領という旧来の政治単位から教会に移したことで「帝国教会制」が成立した、という説明が一般的に1970年代までのドイツでなされていた⁴¹。しかしここで忘れてはならないのは、研究史上初めて「帝国教会制」のタームを用いたザンティファラーがその主著の中で、オットー朝期の教会政策はカロリング期に遡れることを強調していることである⁴²。そしてまたE.フラヴィチュカは、王権による教会政策がハインリヒ2世期に絶頂

³⁹ ゲルベルガは結局西フランク国王ルイ4世と結婚した。このことはオットー1世の西ヨーロッパにおけるヘゲモニー構築にあたって非常に重要な意味を持つが、本稿ではこれ以上触れない。

⁴⁰ L. Auer, *Der Kriegsdienst des Klerus unter den sächsischen Kaisern*, in: *MIÖG* 79 1971, S. 322.

⁴¹ フレッケンシュタインやアウアーの他、H. E. Feine, *Kirchliche Rechtsgeschichte*, S.245など多くの概説書、個別論文に見られる。こうした見方に対して疑義を唱える研究者は、70年代までについては管見の限り皆無である。

⁴² L. Santifaller, *Zur Geschichte des ottonisch-salischen Reichskirchensystems*, S. 20-26. 例えばR. Kaiser, *Bischofsherrschaft zwischen Königtum und Fürstenmacht*, Bonn 1981, S. 624における“hochkarolingischen Reichskirchensystem“といった表現に象徴的に表れているように、近年では王権による教会支配のあり方をカロリング期にも見出して連続性を強調する研究が多い。

期を迎えたことを重視し、次のように批判している。オットー1世によって「目標を意識して形成された支配制度(zielbewußt gestaltetes Herrschaftssystem)」が創設されたという見方は、「数世代に渡る広がりを持ち、初めてハインリヒ2世のもとでその特徴が完全に現出した国王権力と高位聖職者の間の相互秩序」について「あまりに強力な単純化(zu starke Vereinfachung)」と「あまりに限局された集中(zu enge Konzentrierung)」を許すことになる、と⁴³。

こうした批判はフレッケンシュタインらによるオットー1世への過大評価を戒めるものであり、オットー1世を、カロリング期から初期ザーリアー期までの長いスパンの中で展開された教会政策に関する「中間項(Mittelglied)」として位置付けるべきだと訴えている⁴⁴。もはや「制度」がいつ成立したのかという問い自体が意味を失っているのである。

(2) ロイター＝フレッケンシュタイン論争

「帝国教会制」を構成する諸要素については第2章で確認したが、これまでの研究は、地域的には東フランク＝初期ドイツ王国に対し、時代的には10世紀中葉から叙任権闘争前夜までの期間に対し、これら諸要素を普遍的・典型的に適用してきたきらいがあった。そういう意味において研究者のこの秩序概念(Ordnungsbegriff)⁴⁵に対する態度は極めて楽観的であり、王国内のすべての司教座教会・王国修道院が王権と密接に結びつき、この点で他の隣接諸王国と区別された「ドイツ王国」が存在するのだという歴史認識は根強く存在していた。

こうした楽観主義に対して果敢に批判を行ったのがイギリス人研究者のロイターである。彼が1982年に発表した論文「オットー＝ザーリアー朝統治者の『帝国教会制』：再考」において主張した内容は大きく2点に整理することができる。第1に、帝国教会政策の人的・物的諸要素は決して東フランク＝初期ドイツ王国内に存在するあらゆる司教座教会・王国修道院に普遍的に妥当していたわけではないということであり、第2に、そのような王権と教会の関係は他の隣接諸王国、とりわけフランス王国にも見出されるため、決して東フランク＝初期ドイツ王国に特有なものではない、ということである。第1の点に関してはロイターは個別事例を挙げて論証を試みており、例えば宮廷礼拝堂を經由して司教となった聖職者達が集団としてどれほど均一性を保ちそして国王に近し

⁴³ E. Hlawitschka, *Vom Frankenreich zur Formierung der europäischen Staaten- und Völkergemeinschaft 840-1046*, Darmstadt 1986, S. 212.

⁴⁴ E. Hlawitschka, *Vom Frankenreich*, S. 212f. また、オットー1世による大公領への「家門政策」と教会への政策転換が積極的に論じられなくなったこと背景として、従来自明のものとして考えられてきた「新部族大公制(jüngerer Stammesherrzogtum)」の存在がK. F. ヴェルナーやH. =W. ゲッツらによって根底から否定されたことを忘れるわけにはいかない。東フランク王国成立期における「新部族大公制」に関する最新の研究はH. Stigl, *Die Entstehung der deutschen Stammesherrzogtümer*, Aalen 197. またこの問題の研究動向、および関連する文献については以下を参照。山田欣吾「国王・大公・教会—カロリナー後期からオットーネン初期の国制をめぐって」『教会から国家へ—古相のヨーロッパ』創文社、1992年、193-281頁; J. Fried, *Die Formierung Europas*, S. 164.

⁴⁵ J. Fried, *Die Formierung Europas*, S. 165.

かったかについて疑問を呈し⁴⁶、フレッケンシュタインの史料操作を批判している⁴⁷。

そして第2の点について、彼はこう述べている。「オットー朝、ザーリア朝の統治者は、司教や国王修道院長の選出にかなりの影響力を行使した。しかしながらこの影響力は、他のヨーロッパ諸地域の同時代の国王とその先達たちが行使した影響力と、程度(degree)の上で異なるのであって性質(kind)の上で異なるのではない⁴⁸。」その論説の中で、国王の司教任命権や宮廷内礼拝堂の位置付け、そして特権の授与などに関しても、主にフランスとの比較がなされている。それらを踏まえると、確かに東フランク=初期ドイツ王国で見られる王権と教会の関係は他の王国でも同様に見られる現象であって、そこに程度の差異は認められても性質の差異は容易には認められない。隣接諸王国を比較対象として採り上げたロイターの視野の広さは、それまでのドイツ人研究者には欠けていたものであった。

ロイターの問題提起的な論説がドイツ中世史学界に及ぼした影響は絶大であり、G. テレンバッハに代表されるように、ドイツ人研究者の中でこれを肯定的に受け止める動きが現れた⁴⁹。しかし、フレッケンシュタインはロイター批判を鮮明に打ち出した論文「オットー=ザーリア朝の帝国教会の問題性と形態」⁵⁰を1989年に発表し、その序文において「これら〔=ロイターの主張〕はもちろん史料から出発し導き出された歴史的研究ではなく、…(一部は翻訳された)二次文献を検討した結果であり、結局は多くの欠陥を持つ演繹の成果なのである⁵¹」と痛烈に批判した上で、次のように論じている。すなわち、「帝国教会(Reichskirche)」は概念としてドイツ王国に固有のものであるが、確かにドイツの「帝国教会」はフランスの「国王教会(Königskirche)」に相当する。しかし、これら両概念の適用範囲はそのままオットー=ザーリア朝とカペー朝の国王支配の及ぶ範囲に対応しているため、前者の方がはるかに包括的なのだ、と。またドイツ王国ではあらゆる司教座・大司教座が重要な修道院もあわせて *ecclesiae regni vel imperii* なのに対し、10世紀から11世紀のフランス王国ではそれはほんの一部に過ぎず全体の3分の1もない、とも述べ、改めてオットー朝の教会政策の独自性と徹底性を強調したのである⁵²。

両者の議論はフレッケンシュタインの反論以降継続されることはなかったが、ともあ

⁴⁶ ロイターは宮廷礼拝堂付聖職者について、「しがない一書記から所領を多く有する裕福な貴族家門出身者」まで、彼らの社会的出自が多様であることを指摘し、彼らが利害を共有していたとは考えられないこと、そして彼らのうちすべてが王権と密接な関係を持っていたわけではないことを推測している。T. Reuter, *The 'Imperial Church System' of the Ottonian and Salian Rulers*, S. 352.

⁴⁷ 例えばポッポ1世(941-61)からアダルベロ(1045-90)までの8人のヴェルツブルク司教のうち、フレッケンシュタインは全員を宮廷礼拝堂付聖職者出身だと推測しているが、ロイターは確実に史料から宮廷礼拝堂付聖職者出身者であることが分かるのは2人だけだとしている。「[フレッケンシュタインによる]これらの推論の多くが正しいのは疑いないが、宮廷礼拝堂付聖職者の構成員に有利になるような(in favour of *capella*-members)推測が累積することは、その重要性を誇張することになるに違いない。」T. Reuter, *The 'Imperial Church System' of the Ottonian and Salian Rulers*, S. 353, Anm. 30.

⁴⁸ T. Reuter, *The 'Imperial Church System' of the Ottonian and Salian Rulers*, S. 373.

⁴⁹ G. Tellenbach, *Die westliche Kirche vom 10. bis zum frühen 12. Jahrhundert*, S. 53-60.

⁵⁰ J. Fleckenstein, *Problematik und Gestalt der ottonisch-salischen Reichskirche*, in: J. Fleckenstein, *Ordnungen und formende Kräfte des Mittelalters*, Göttingen 1989, S. 83-98.

⁵¹ J. Fleckenstein, *Problematik und Gestalt der ottonisch-salischen Reichskirche*, S. 84.

⁵² J. Fleckenstein, *Problematik und Gestalt der ottonisch-salischen Reichskirche*, S. 91.

れ、これまで「帝国教会制」という概念によって説明されてきた王国全土に適用可能な王権の教会統治に関する像は、ロイターの批判を受け入れて積極的に放棄しなければならない。しかし一方で、このことを看破したロイターに対しても、我々は大いに批判的であらねばならない。彼は東フランク＝初期ドイツ王国に特有なものとされてきた「帝国教会制」を否定するために、西ヨーロッパ全体に一般化した国王＝教会関係を想定した。しかしフレッケンシュタインが後に指摘したように、東フランク＝初期ドイツ王国における国王＝教会関係の緊密さは、世俗諸侯の私有教会が多く、王権が介入できる教会組織の規模が限定されていたフランス王国におけるそれとは比較にならない。つまり、ロイターが言うところの「程度(degree)」の差異が無視できないほど顕著に見られるわけで、これを乱暴に相対化してしまうと、当時の王国統治に対する理解を妨げることになりかねないのである。

(3) 新しい視点

上述した議論は、当時の王権による教会支配が「制度」と呼びうるかどうかという、考え方によっては不毛な議論を超えて、新たな問題意識を次の世代に芽生えさせる呼び水となったという点で大いに評価されねばならない。そこで本節では、近年見受けられるようになった新しい視点を2点提示する。

オットー1世が「家門政策」の挫折を受けて「帝国教会制」を創始した、という近視眼的な政策転換論については第1節で紹介したが、そうした歴史認識を可能にした背景には、オットー朝の政治・権力構造を王権、教会、貴族によって構成される「権力の三角構造(Kräfte-dreieck)」と理解する姿勢にある⁵³。教会(聖職者)を貴族(俗人)に対する対重(Gegengewicht)として捉え、聖職者が王権に忠実であることをア・プリオリに規定することは、その治世前半期に聖職者も加担した反乱が相次いだオットー1世期は言うまでもなく、ハインリヒ3世期に至るまで司教が俗人と結託して反乱を起こしていることを考えるととても受け入れることができず、政治主体として貴族と聖職者を峻別することはできない⁵⁴。そして、その理由を多くの司教が各地の有力貴族家門の出自である点に求め、オットー朝期の政治・権力構造の再構築を提案したのがR. シーファーであった。彼が指摘するように、国王は司教選出の際、各地に根を下ろした有力貴族家門、例えばコンラーディーナー、ビルンガー、ブルノーネンなどの間に生じていた恒常的な対立関係に常に配慮する必要があったことは間違いない⁵⁵。司教と貴族家門が断ち切れない関係にある以上、いまだ研究途上にあり不明瞭な点が多い各地域の貴族家門の研究を進め、その王権との関係を解き明かすことが必要不可欠であろう⁵⁶。

そしてもう一つ注目したい視点は、ロイターが「帝国教会制」批判を展開する上で最も重要視した比較の視点である。彼の「もし(ドイツ)王国の中での司教と修道院長の立場とヨーロッパの他国におけるそれとを比較したら、際立つのは類似点であり、相違

⁵³ G. Althoff, *Die Ottonen*, S. 231.

⁵⁴ G. Tellenbach, *Die westliche Kirche vom 10. bis zum frühen 12. Jahrhundert*, S. 54-57.

⁵⁵ R. Schieffer, *Der ottonische Reichsepiskopat zwischen Königtum und Adel*, in: *FMSSt* 23 1989, S. 291-301, hier S. 296f.

⁵⁶ この問題については稿を改めて論じる予定である。

点ではない」⁵⁷という指摘が学界に与えたインパクトは大きく、その問題意識を継承し、初期ドイツ王国の外に目を向けた新たな研究が現れている。例えば、H. ホフマンがカロリング末期からカペー朝期、すなわちオットー=初期ザーリア朝と同時期のフランスで見られた王権の教会統治について実証研究を行っているが、彼は論文冒頭でその問題設定をロイターから継承したことを言明している⁵⁸。また、W. フシュナーの教授資格申請論文もこの文脈に位置付けることができよう。彼はアルプス山脈を挟む両地域に着目し(Süd-Nord-Perspektive)、とりわけイタリア出身の聖職者が国王の尚書局や宮廷礼拝堂で果たした役割を明らかにした⁵⁹。アルプス山脈を越えたコミュニケーションが国王の文書行政の発達に大きく貢献したことは、従来のようにドイツ地域の帝国教会に視点を固定した研究からは明らかにし得ない。ここからも、やはり王国の枠組みを超えた比較史の手法の必要性が浮き彫りになる。

おわりに

これまで「帝国教会制」研究史を3期に区分して考察してきたが、「帝国教会制」という首尾一貫した「制度」—王権が目的意識を持って計画的に導入した制度—を、叙任権闘争以前のいかなる時点においても想定することは難しいという認識に至った。この認識に関連して我々が改めて想起せねばならないのは、冒頭で言及したG. アルトホフやH. ケラーらの言説である。彼らはオットー朝とカロリング朝を対置させ、前者は後者に見られた中央集権、官職、法の制定、文書主義、そしてこれらに裏打ちされた「国家性(Staatlichkeit)」を持たず、それに代替する要素によって王国内の秩序を維持したと考えたわけだが、こうした論説を明確に打ち出したのはまさに「帝国教会制」批判が始まった1980年代であった。したがって、本稿第3章で紹介した諸批判は、アルトホフらのオットー朝再評価に連動して展開したと考えられ、制度なき王国統治という学界全体の基調の一つの表れとして捉えることができる。しかし一方で、帝国教会が初期ドイツ王国に国家的統治形態を与えてきたことを示したフレッケンシュタインらの成果が、こうした基調の中で十分に摂取・消化されているとは言い難い。オットー=初期ザーリア朝王権による統治形態・手段をより厳密に理解するためにも、そこで帝国教会が果たした役割は、今後より一層注視されてしかるべきである⁶⁰。

⁵⁷ T. Reuter, *The 'Imperial Church System' of the Ottonian and Salian Rulers*, S. 366.

⁵⁸ H. Hoffmann, *Der König und seine Bischöfe in Frankreich und im Deutschen Reich 936-1060*, in: W. Hartmann (Hrsg.), *Bischof Burchard von Worms 1000-1025*, Mainz 2000, S. 79-127. また、同時代における他王国との比較だけではなく、近年、ルートヴィヒ独人王による王国教会統治に関する実証研究も行われ、改めてフランク期との比較もなされている。B. Bigott, *Ludwig der Deutsche und die Reichskirche im Ostfränkischen Reich (826-876)*, Husum 2002.

⁵⁹ W. Huschner, *Transalpine Kommunikation im Mittelalter. Diplomatische, kulturelle und politische Wechselwirkungen zwischen Italien und dem nordalpinen Reich (9.-11. Jahrhundert)*, 3 Bde, Hannover 2003.

⁶⁰ 本稿執筆にあたって東京大学人文社会系研究科の小澤実に多くの助言をいただいた。ここに謝意を表したい。なお、本稿の内容に関してはあらゆる責任を稿者が負うことを記しておく。

